

## カトリック宇津教会小教区評議会規約

### (名 称)

第 1 条 この会をカトリック宇津教会小教区評議会（以下「この会」という）と称する。

### (目 的)

第 2 条 この会は、小教区教会がカトリックの普遍の教会及び京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち福音宣教の共同体となる共同宣教司牧の目的のために資する運営を行うものとする。

### (主 宰)

第 3 条 この会は、京都教区司教により任命されたブロック担当司祭団が主宰するものとし、場合によって司教から任命された修道者がこれに含まれる。

### (評議員)

第 4 条 この会の評議員は、次の者によって構成する。

- 1 信徒の代表として選出された役員
- 2 各担当の代表者

### (評議会の会合)

第 5 条 この会の会合は、ブロック担当司祭団の招集により、隔月に一回開催する。但し、担当司祭団の判断で臨時に開催することができる。

### (審議事項)

第 6 条 この会は、小教区の運営、活動全般に関する、次の事柄について審議するものとする。

- ① 小教区の宣教司牧に関する長期、短期にかかわる基本方針
- ② 宣教司牧の方針に基づく年間行事の決定
- ③ 予算と決算の承認及び予算外の支出の承認
- ④ 各種担当の設置及び改変
- ⑤ この会の規約の変更
- ⑥ その他小教区の運営に関し必要な事項

### (審議決定と承認)

第 7 条 この会は、福音の精神に基づく対話を得て出席者の合議により、これを

決定する。

決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経てこれを実行する。

(役員を選出)

第 8 条 役員 5 名をおく、その任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた時は、その後任を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員を選出に当っては、各担当の代表者が担当司祭と共に協議し、この教会に在籍する 20 歳以上の信徒の中から推薦により選出し、担当司祭が任命する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ① ブロック担当司祭団と共に小教区における共同宣教司牧のチームとなり、小教区全体の運営について調整する。
- ② この会合の準備、議事運営及びその記録と保存に当る。
- ③ 小教区の代表として、ブロック会議等に出席する。

(担当の設置)

第 10 条 執行機関として、次の担当をおき信徒全員が一人一役を徹底しいづれかの担当に属して機能的に活動する。

教育担当

典礼担当

広報担当

施設管理担当

財務担当

2 各担当の業務分掌は、別に定めて公示する。

(会計監査)

第 11 条 会計監査 2 名をおき、会計を監査する。

2 会計監査は、担当司祭が指名する。

(小教区総会)

第 12 条 この会において決定された事項の周知徹底及び小教区の運営について、自由に意見を述べられる機会として、担当司祭の招集により適宜総会を開催することができる。

付 則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付 記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

+ ハウロ 大塚喜直

